

朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕 概要版

第1章 整備基本計画の見直しについて (P3～P11)

◆整備基本計画見直しの考え方

平成22年(2010年)3月の「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」(以下「当初計画」という。)策定以降に生じた公園・シンボルロードを取り巻く状況の変化や上位計画により公園に求められる機能をふまえ、以下に示す考え方に沿って計画を見直しました。

見直しの考え方

1

「使いながらつくる、
つくりながら考える」
公園づくり

2

計画地の
早期開放・活用に向けた
柔軟な事業手法の展開

3

市民、事業者等
と連携した
公園整備、管理・運営
の推進

第2章 公園・シンボルロードのコンセプトと整備の方向性 (P12～P47)

◆公園・シンボルロードのコンセプト

当初計画に掲げたコンセプト及び整備の考え方、方針を基本としつつ、その後に寄せられた市民、関係機関等からの提案・ニーズ等をふまえ、公園・シンボルロードの整備を通じて「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」をめざします。また、その実現に向けて、市民が公園・シンボルロードを守り育てる仕組みをつくっていきます。

〔公園・シンボルロードのコンセプト〕 あさかの森をつくる



整備の考え方

- ・朝霞市民の財産となるオープンスペース
- ・新たなにぎわい、交流の拠点、彩夏祭などのイベントの場所
- ・将来を担う子どもたちの活動の場
- ・基地の歴史の保存と継承

- ・既存の緑の保存
- ・地域の歴史を物語る樹木の保全
- ・朝霞市の緑の拠点
- ・生物の多様性の保全

- ・周辺施設と連携した機能の配置
- ・市民の憩いの場・健康増進の場
- ・周辺の公共施設と連携した防災の拠点

- ・既存通路の利用・既存の緑の活用
- ・時間をかけた整備・市民が使いながら成長する公園
- ・市民参加による公園の管理・運営

整備の方針

「現状の自然環境を活かし、必要な手入れを継続的に行うことにより、自然環境や生物の多様性を保全します。」

「憩い・遊び・学ぶことのできる公園にします。」

「自然の中で人々が憩い・遊び・学ぶための多様なゾーンをつくり、それぞれの特性に応じた活動を行う場をつくります。」

「市民と行政が手を取り合い協働で管理運営を行います。」

「市民が使いながら時間をかけて手づくりで成長させていく公園とします。」

「朝霞市の中心的な場所に立地する緑の拠点として、基地の歴史と自然を伝えながら市民に愛される魅力あふれる公園を目指します。」

◆整備の方向性

公園・シンボルロードの現況と整備に向けた留意事項、市民・関係機関等の提案・ニーズをふまえた活動の展開可能性、動線の考え方をふまえ、下図に示す区域ごとに、実現を目指す区域の将来像と、その実現に向けた留意事項を示します。

(1) エントランスエリア

公園・シンボルロードへのゲートにふさわしい、緑とにぎわいの感じられる散策、休憩の場づくり

(2) 朝霞の森・

リトルペンタゴン

市民とともに使いながらつくる、遊び、学び、交流につながる多種多様な活動の場づくり

(3) 中央広場

シンボルロード全体のにぎわいを創出し、人々が緑の中で憩える拠点の形成

(4) 北園路周辺

スズカケノキの並木、ヤマザクラの下で散策、休憩を楽しめる場づくり

(5) 西口エリア

草地の環境と基地の遺物・遺構を活かした、自然と歴史を学び、守る活動の起点となる空間形成

(6) 落葉広葉樹の森

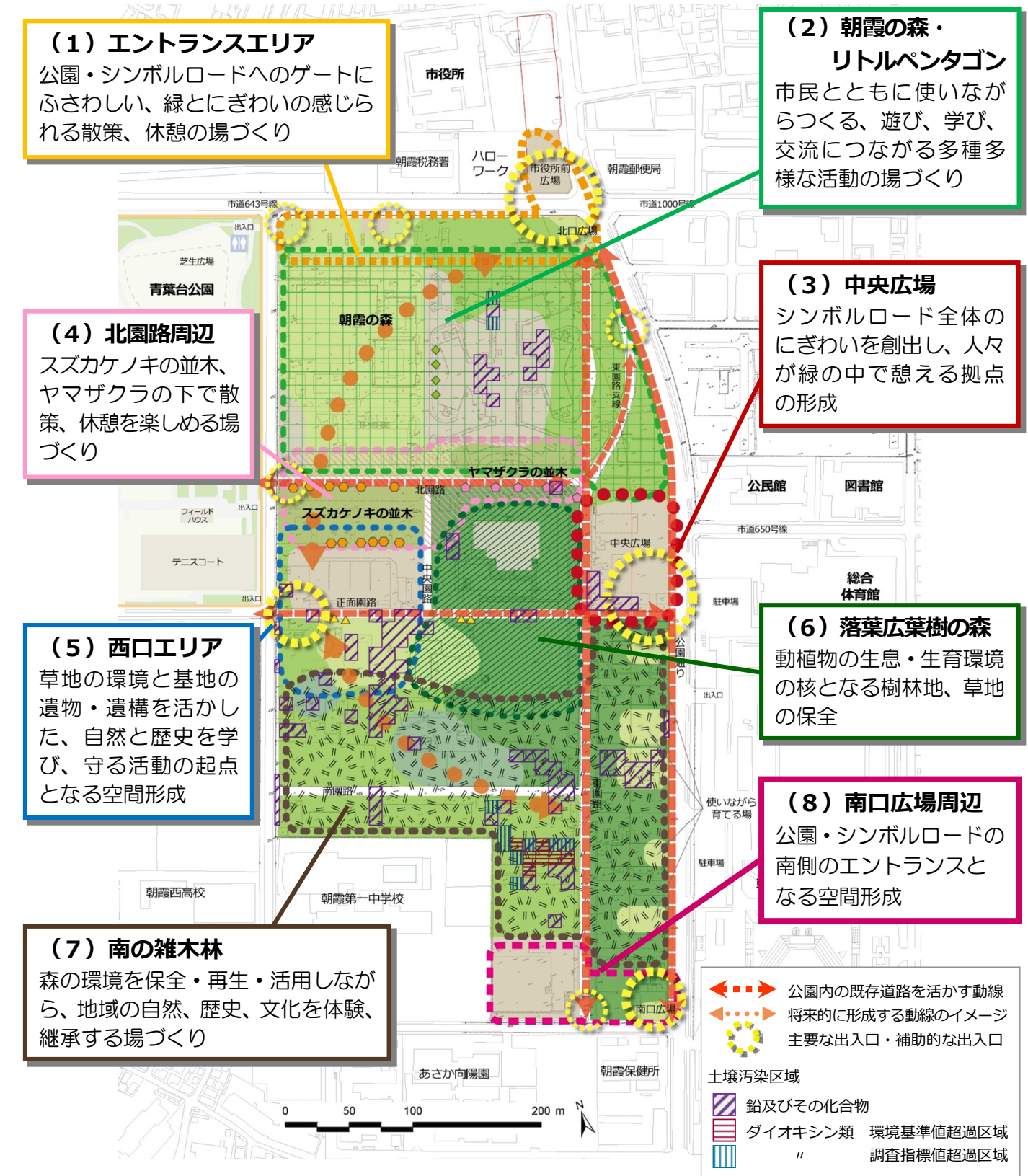
動植物の生息・生育環境の核となる樹林地、草地の保全

(8) 南口広場周辺

公園・シンボルロードの南側のエントランスとなる空間形成

(7) 南の雑木林

森の環境を保全・再生・活用しながら、地域の自然、歴史、文化を体験、継承する場づくり

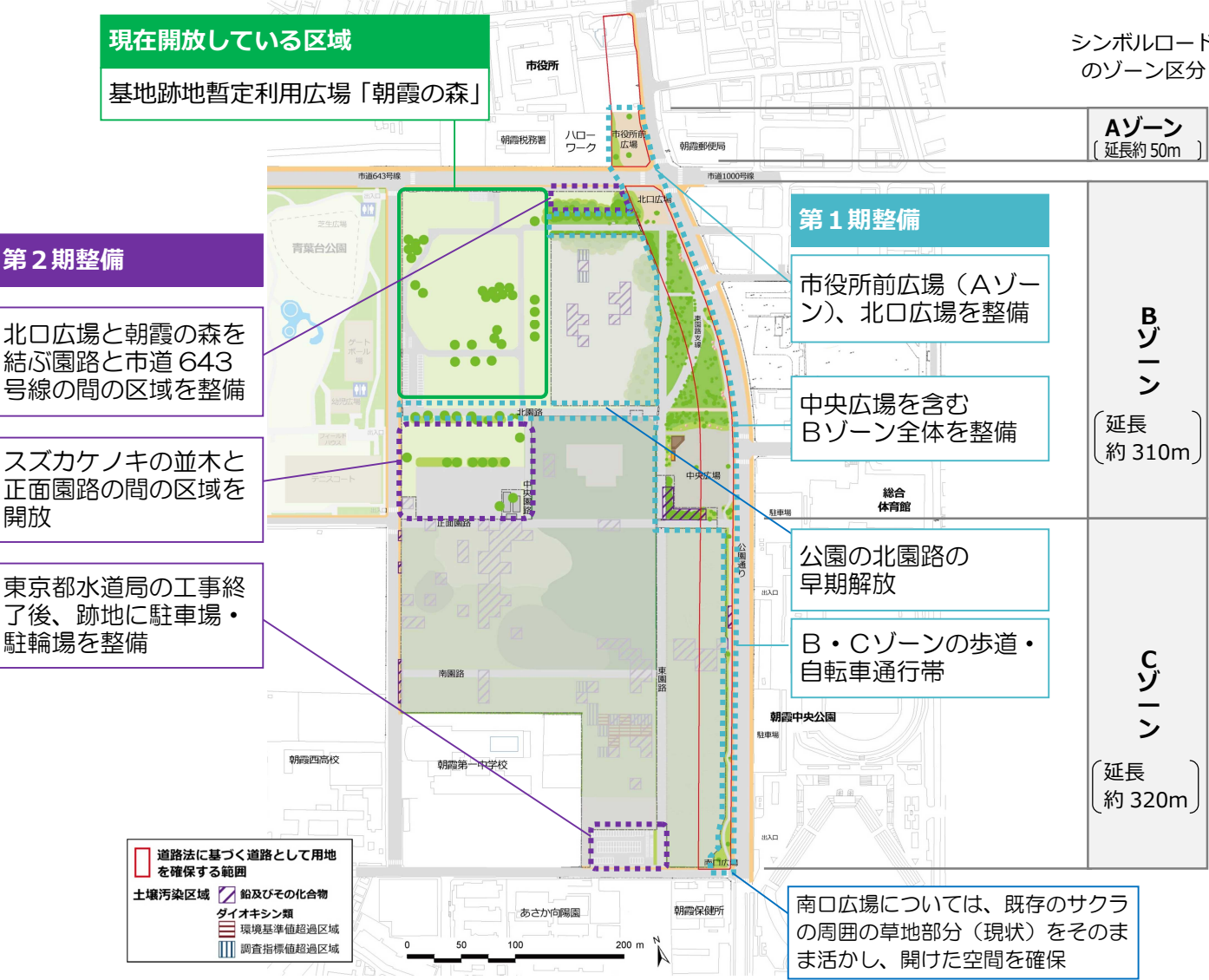


第3章 整備の進め方（P48～P63）

公園・シンボルロードの整備は、公園用地の取得及び土壌汚染対策に係る国との協議の進捗、市の財政規模、状況等を考慮し、段階的に進めます。

表 第1期整備及び第2期整備区域の考え方

整備の段階	整備区域の考え方	目標とする供用時期	整備区域
第1期整備	東京オリンピック・パラリンピックのアクセスルートの一つとして機能させるために整備すべきシンボルロード区域（面積約2.2ha）	平成32年（2020年）春	・シンボルロードB・Cゾーンの歩道及び自転車通行帯 ・シンボルロードAゾーン及びBゾーン（土壌汚染区域除く） ・北口広場から朝霞の森を結ぶ園路 ・公園の北園路
第2期整備	①公園・シンボルロードの機能向上に寄与し、②利用者等の安全性が確保でき、③できる限り低コストで開放できる区域 ⇒朝霞の森に隣接し、土壌汚染区域の影響が少なく、簡易な整備で開放可能な区域（面積約1.8ha）	平成37年（2025年）ごろ	・北口広場と朝霞の森を結ぶ園路及びその周辺の区域 ・公園の西側のスズカケノキの並木と正面園路の間の区域 ・南口広場の西側の駐車場・駐輪場



第4章 管理・運営の考え方（P64～P68）

◆基本的考え方

市民、事業者等が主体的に管理・運営を担っていく「使いながらつくる、つくりながら考える」方式を基本とする管理・運営

従来の公園・道路の管理方法にとらわれず、民間活力との連携等、効率的で効果的な管理・運営を行う新たな枠組みの構築

◆協働に向けた体制の構築

全体の管理・運営に関わる組織体と、個別活動を担う組織体が連携し合いながら、市と協働する体制を目標とします。

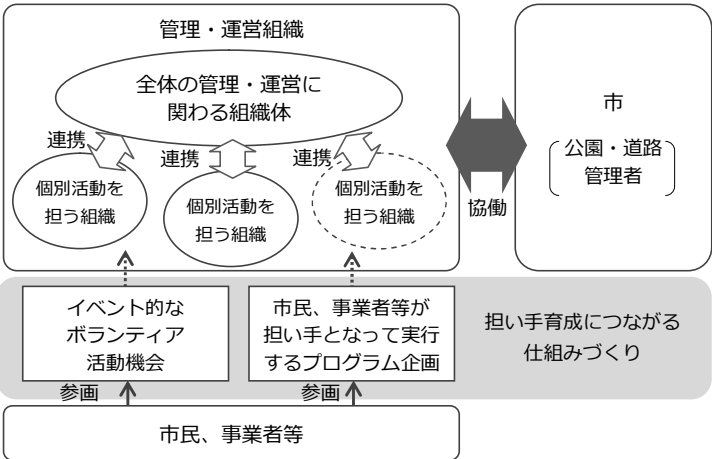


図 協働のイメージ（例）

◆民間活力との連携

①市民主体の管理・運営組織の法人化

・公園・シンボルロードの一部エリアの指定管理を担うことができる法人化（NPO法人等）を検討

②収益施設の誘致と収益を公園整備、管理・運営に還元する仕組みの構築

・公園・シンボルロードにふさわしく、利用者、周辺住民の利便に資する施設を誘致
・国から無償管理委託を受けている段階では、仮施設による収益事業の社会実験的な試行を検討

（想定する収益施設の導入エリア）
中央広場
エントランスエリア（市道643号線沿い）

◆今後の管理・運営の進め方

